

幼稚園を利用する園児の保護者様へ

満3歳から5歳までの幼稚園を利用する子どもの利用料が**無償化**となります。
無償化となるためには以下のお手続きをしてください。

無償化を受けるために必要な手続きについて

【幼稚園に入園する子どもがいる世帯】

入園が決定した幼稚園から「船橋市施設等利用給付認定申請書(以下、1号認定申請書)」を取得し、記入の上、**期日(各幼稚園が設定)までに幼稚園に申請書を提出**する必要があります。

申請がされなかった場合は無償化の対象とはなりませんので、**必ずご提出ください。** 担当:学務課

手続きの流れ

施設利用前までに幼稚園に
1号認定申請書を提出

市役所から幼稚園を通じ
認定通知書を送付

施設等利用給付認定保護者として
幼稚園入園

預かり保育の利用を無償化対象とするためには以下の手続きが必要です。

預かり保育の利用を無償化対象とするためには「**保育の必要性**」の認定(2号認定)が必要です。
※2号認定に必要な申請書や添付書類の様式は、市HPまたはお近くの出張所で入手いただけます。
また、各幼稚園にも配架のお願いをしております。

2号認定申請書及び添付書類を併せて保育認定課まで直接ご提出ください。 担当:保育認定課

対象者・利用料について

- 無償化の対象は**満3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子ども**です。
※満3歳児は、プレ保育や未就園児との混合クラスに在園の場合は対象外です。
- 無償化の対象となる費用は**保育料及び入園料**です。(下記イメージ参照)
※入園料については、入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。
文具費や通園送迎費等の実費徴収される費用については**無償化の対象外**です。

